

○財務省告示第二百六十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年七月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年八月五日

財務大臣 野田 佳彦

- |   |                |   |
|---|----------------|---|
| 一 | 名称及び記号         | 利付国庫債券（二年）（第二百九十四回）   |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 平成二十二年の公債の発行の特例等に<br>関する法律（平成二十二年法律第七号）<br>第二条第一項並びに特別会計に関する法律<br>（平成十九年法律第二十三号）第四十六条<br>第一項及び第六十二条第一項社債、株式等<br>の振替に関する法律（平成十三年法律第七<br>十五号）以下「振替法」という。の規定の<br>適用を受けるものとし、その振替機関は日<br>本銀行とする。<br>価格を競争に付して行われる入札（以下「<br>価格競争入札」という。）による発行（以下<br>「価格競争入札発行」という。）、価格競争<br>入札と同時に行われる入札であつて、価格<br>競争入札の利率をその利率と定められた利<br>率をその利率とし、価格競争入札において<br>各申込みの応募価格を受けられた各申込み<br>の応募価格をその加重平均価格とする。 |
| 三 | 振替法の適用等        |   |
| 四 | 発行方法           |   |



六

イ  
発

入 価  
札 格 行  
発 競 額  
行 争 額

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

国 特 者 非 争 行  
債 別 者 非 入 争  
市 参 第 格 入 争  
場 加 I 格 札 発 競

ニ

国 特 者 非 争 行  
債 別 者 非 入 争  
市 参 第 格 入 争  
場 加 II 格 札 発 競

で 千 五 百 十 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 千 八 百 八 十 四 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 千 四 百 八 十 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	五 万 九 千 七 百 八 十 億 円	で 千 九 百 七 十 七 億 円	利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	七 百 八 十 億 円	額 面 金 額	四 十 六 兆 七 千 四 百 三 十 五 億 円	万 八 千 四 百 三 十 五 億 円	千 八 百 四 十 五 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 例 に 関 する 法 律 第 二 条 第 一	財 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行	う ち 平 成 二 十 二 年 度 に お け る	額 面 金 額 で 二 兆 四 千 六 十 億 円
---------------------------------	--	--	---	---	--	--	---	--------------------------------------	--	--	---	--	---	---	---	----------------------------	------------------	---	--	--------------------------------------	---	---	---	---	---	---



十 十  
三 二

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争  
期 札 格 第 参 市 及 入  
利 発 競 II 加 場 び 札  
子 率 行 争 非 者 特 国 発

十  
四

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

十 十 十  
七 六 五

償 償  
還 還  
金 金  
支 額  
支 限

十  
九

払 者 入 払  
込 札 場  
期 参 所  
日 加

平 成 二 十 二 年 七 月 十 五 日

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

日 本 銀 行  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

平 成 二 十 四 年 七 月 十 五 日  
利 子 を 支 払 う 。  
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
毎 年 一 月 十 五 日 及 び 七 月 十 五 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

年 ○ ・ 二 パ ー セ ン ト  
平 成 二 十 三 年 一 月 十 五 日 を 支 払  
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払  
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以  
下 、 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て  
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。